○外務省告示第二百四十八号

平成二十五年六月二十八日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

平成二十五年七月十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億三千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ロブサンワンダン・ボルド外務大臣

○中央労働委員会告示第二号

特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月十七日

中央労働委員会会長　諏訪　康雄

表の独立行政法人造幣局の項の支局の項中「課長」の次に「、東京支局総務課に置く販売・顧客サービス室長」を加える。

○農林水産省告示第二千二百一十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市川上字見造道三二三の一、三二四、三二七の一、三三一の一、字大尾三〇三二、三〇三八、三〇三九、三〇四〇の一、三〇四一、山内字ヲウト三〇八八の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百一十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市田路字橋ケ谷三〇三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百一十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市田路字鳥ノ奥二三、二五の五、二六の一、二七の一から二七の三まで、二八の一、二九、三一、三二の一、三二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百一十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市立野字奥谷七七、七九、八七から八九まで、九一から九四まで、九五の一、九五の二、九六から九八まで、字蓮池九九、字岡谷一二八の一、一二八の三、一二八の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥谷七九・九六・九八・字蓮池九九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百一十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市畑字カマクラ一七三から一七八まで、一七八の一、一七九、一八〇の一、一八〇の三から一八〇の五まで、一八一から一八四まで、字ダン山一八五、一八五の一、一八六、八九二、八九四、八九五、八九七、八九九から九〇五まで、字鎌倉八八五から八八八まで、八九一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市大屋町若杉字大谷一八九の二、一九二の一、一九三の一、一九三の二、一九四、一九四の二、一九四の三、大屋町中間字下り谷三三五の一、三三六から三三九まで、字使谷三五四の一、三六一、三六二、三六二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）